

1. 個人番号確認書類（次のいずれか）貼付欄

- ・マイナンバーカード（裏面）の写し
- ・個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

（※個人番号通知カード（表面）の写し）

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 16 号）の一部施行により、これまで番号確認書類として利用可能であった通知カードが廃止されました。ただし、経過措置が設けられており、通知カードの廃止日（令和 2 年 5 月 25 日）以後、当該通知カードに係る記載事項に変更がない場合に限り、利用することができます。なお、当該廃止日前に当該通知カードに係る記載事項に変更があった場合に、市町村長から記載事項の変更の措置を受けていなければ、当該経過措置は適用されませんので御注意ください。

上記が困難である場合は、担当者までご確認ください。

2. 身元確認書類貼付欄

- ・「マイナンバーカード（表面）」若しくは「身元確認書類（運転免許証等）」の写し

身元確認書類（運転免許証等）は次の写真、氏名、生年月日又は住所が表記されている部分

運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、
精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 など

上記が困難である場合は、担当者までご確認ください。